愛知県後期高齢者医療広域連合告示第４号

令和７年 12 月１日までの間、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成 20 年規則第１号）第 32 条第１項の規定中「、同法第 28 条第２項」とあるのは「、所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号）第１条の規定による改正後の所得税法第 28 条第３項に規定する給与所得控除額を給与所得控除額として同法第 28 条第２項」と、「及び同法」とあるのは「及び所得税法」と読み替えるものとする。

令和７年７月１日

愛知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　広　沢　一　郎